

## 基本施策 3 危機管理体制の強化・充実

◎：新規事業 ○：強化事業

### 施策の展開1 危機管理体制の整備

食の安全に「絶対」はないことから、健康危機の発生時を想定して体制の整備を図るため、北海道をはじめ、他の自治体や関連部局との定期的な情報交換や、人材の育成、シミュレーション訓練の実施など、平常時から危機管理を意識するとともに、健康危機の発生時には、被害の程度や規模に応じて関係機関と強力な連携のもと、速やかに初動体制を構築し、被害の拡大防止や原因究明等を行います。

#### ■主たる事業等

#### (1) 危機管理体制の強化【保健福祉局】

大規模かつ広域に被害が及ぶ重大な食品事故が発生した場合に、正確に状況を把握し、適切に対処できるよう、事前に関係する自治体及び機関等との協力体制を構築、危機管理マニュアルの整備等を進め、危機管理体制の強化を図ります。

また、平成24年に発生した浅漬による食中毒事件では、被害が札幌市外の広範囲に及び、北海道内の連携が改めて重要視されたことから、緊急時に関係自治体が速やかに会議を開催して対策を協議する体制を引き続き維持します。

#### (2) 食品の安全確保に係わる人材の養成【保健福祉局】

多岐にわたる健康危機事案に的確かつ迅速に対応するには、食品取扱施設への立入調査、食品検査等を行う食品衛生監視員の資質の維持向上が不可欠です。このため、最新の衛生管理知識や技術に関する研修会への参加や日常業務を通じた研さん等により、食品衛生監視員の人材養成に努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

1  
施策の展開

施基  
策本  
1

施基  
策本  
2

施基  
策本  
3  
危機管理体制の強化・充実

施基  
策本  
4

施基  
策本  
5

施基  
策本  
6

2  
指標の設定

資料編

(3) 健康危機管理<sup>50</sup> シミュレーション訓練の実施 [保健福祉局]

食中毒及び感染症による大規模な健康被害が発生した場合を具体的に想定した合同模擬訓練を実施し、札幌市及び関係自治体、関係事業者等と連携した危機対応能力の向上及び協力体制の強化を図り、被害拡大の防止等に役立てます。

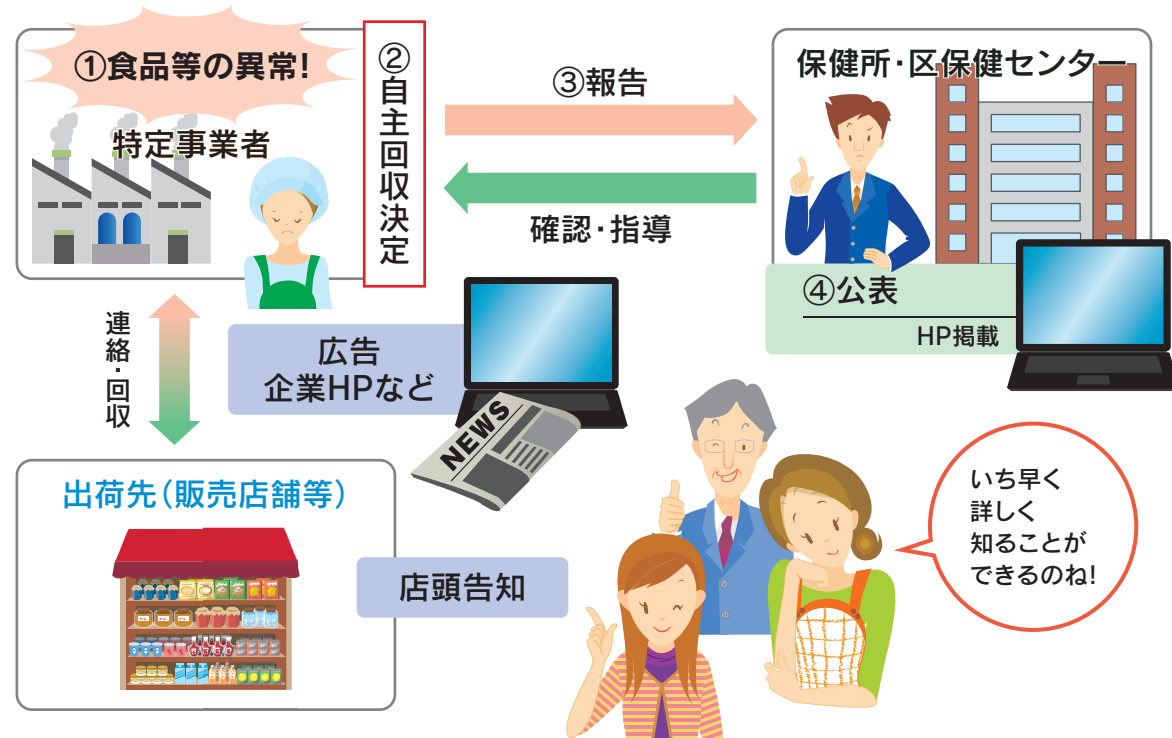


健康危機管理シミュレーション訓練

施策の展開2 自主回収報告制度の推進

自主回収報告制度とは、事業者が条例に定める自主回収に着手した場合は、その内容を札幌市へ報告する制度です。報告内容は本市のホームページなどの広報媒体を活用して発信し、いち早く市民に知らせることで、健康被害やその拡大を未然に防止するとともに迅速な回収を促進します。

【自主回収報告制度の概要】



<sup>50</sup> 健康危機管理  
医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康を脅かす事態のことを健康危機といい、健康危機に対する発生予防、拡大防止、治療等に関することを健康危機管理といいます。

施策の展開3 緊急事態への対処

福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散問題を受けて、緊急時のモニタリング体制を整備するとともに、市民への公表や条例に基づいた勧告など、緊急事態へ速やかに対処します。

■主たる事業等

(1) 緊急時のモニタリング体制の整備 [保健福祉局、教育委員会、危機管理対策室]

平成25年3月に策定された「札幌市地域防災計画 原子力災害対策編」に基づき、泊発電所を原因とする原子力災害が発生した場合には、食品等の放射線モニタリングを実施し、食品衛生上の危害発生の防止及び食品の安全の確認を行います。

(2) 公表及び勧告 [保健福祉局]

違反食品等を発見し、行政処分を行った場合は、食品等による健康被害の未然防止及び拡大防止のため、速やかに必要かつ正確な情報を市民に公表します。

また、行政処分を行っていない場合でも、社会的関心の強いもの、健康被害発生のおそれのあるものなど、健康危機管理の観点から必要な場合は公表します。

なお、食品衛生法などの関係法令が適用できない場合であって、食品等による重大な健康被害が生じるおそれがあるときには、その事態を招いた事業者に対し食品の回収やその他必要な措置を講じるよう条例に基づき勧告します。